

# 生徒心得 改定案

☆ はPTA 役員会で改定案を検討していただき改定したものの

	改訂後	改訂前
P4 ☆1	つうがくほうほう あき にゆうがくじ がっこう とど で 通学方法を明らかにし、 <b>入学時</b> に学校に届け出るようにする。(変更時にも届け出ること)	つうがくほうほう あき がっこう とど で 通学方法を明らかにし、学校に届け出るようにする。(変更時にも届け出ること)
☆2	じてんしゃ さだ いち なら お せじよう 3. 自転車は定められた位置に並べて置き、 <b>施錠する</b> 。 かんり かくじ せきにん <b>管理については各自の責任とする。</b>	じてんしゃ さだ いち なら お 3. 自転車は定められた位置に並べて置く。
☆3	しやたい せいび こころ つきいつかい じてんしゃてんけん 4. <b>車体の整備を心がけ</b> 、月一回の自転車点検を受ける。	つきいつかい じてんしゃてんけん 4. 月一回の自転車点検を受ける。
☆4	とくていこが たげんどうきつきじてんしゃ でんどう ・ <b>特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)</b> での通学は認めない。	(追加)
☆5	しゅつぱつ じこく ま あ とき ちよくせつ 出発時刻に間に合わない時は、 <b>直接</b> スクールバスに連絡し、 <b>その後学校にも</b> 連絡する。	しゅつぱつ じこく ま あ とき ちよくせつ 出発時刻に間に合わない時は、 <b>直接</b> スクールバスに連絡をする。
P5 ☆6	せいふく がつ ひ がつ ひ こころもが 制服 ( <b>6月1日と10月1日を衣替えの目安とする。気候や体調に合わせて各自で調整してもよい</b> )	せいふく こころもが ぜんご しゅう 制服 (※6月1日と10月1日が衣替え。前後2週間は移行期間とする。移行期間は気候に合わせて変更することがある)
	じゅうらい せいふく れいわ ねんど ちやくよう ※なお、 <b>従来</b> の制服は令和8年度までの着用とする。	(追加)
	じゅうらい たいそうふく れいわ ねんど ちやくよう ※なお、 <b>従来</b> の体操服は令和8年度までの着用とする。	
P6 ☆7	きが うんどうぎ しろ くる こん むじ ※着替えとしての運動着は、 <b>白、黒、紺</b> の無地またはワンポイントTシャツ	きが うんどうぎ しろ むじ ※着替えとしての運動着は、 <b>白</b> の無地またはワンポイントTシャツ、
☆8	はんそで たいそうふく した ながそで かさ 半袖の体操服の下に、 <b>長袖のアンダーシャツ</b> を重ねることもや、	はんそで たいそうふく した ながそで かさ 半袖の体操服の下に、 <b>長袖のアンダーシャツ</b> を重ねることや、
☆9	は <del>ハ</del> <del>パンツ</del> の <del>下</del> に、 <del>レギンス</del> や <del>スパッツ</del> 、 <del>タイツ</del> をはくことは禁止する。	は <del>ハ</del> <del>パンツ</del> の <del>下</del> に、 <del>レギンス</del> や <del>スパッツ</del> 、 <del>タイツ</del> をはくことは禁止する。
P6 ☆10	(3) ぼうかんぎ ・ <b>ブレザーの下</b> にベストやカーディガンを着用してもよい。	(追加)
☆11	(5) かつした … じゅう 靴下 … <b>自由</b>	しろ くる 白・黒・紺・グレー(無地、ただしワンポイントは可)
☆13	※ <b>学校指定以外のもの</b> については、 <b>就業体験</b> のことを考え、 <b>華美な色やデザイン</b> のものはさける。	(まとめて表記)

P7☆12	削除	(7) 頭髪 ・剃りこみは禁止する。
☆14	これらの規定が守れない場合は、学校への持ち込みを禁止することもあります。また、法律に違反することがあれば、罰せられることも認識して使用しましょう。	(追加)
☆15	学校敷地内では電源を切り、担任に預ける。	・学校敷地内では電源を切り、担任に預ける。
☆16	・本人の許可なしに画像の撮影をしたり、他人に送信したりすることを禁止する。また、そのような画像が送られてきた場合、保存することも禁止する。	(追加)
P8☆17	・普通自動車免許取得の時期は3年生の12月以降とする。	普通自動車免許取得の時期は3年生の1月以降とする。
☆18	・教習所に入所しても、授業や学校行事を優先し、学校生活に支障をきたさないこと。	・教習所に入所することにより、学校生活に支障をきたさないこと。
P9☆19	訓戒(先生からの注意)、学校謹慎、自宅待機など通常の学校生活から離れて、個別に特別な指導をおこなうこと。 不謹慎な言動や態度	訓戒(先生からの注意)、学校謹慎、自宅謹慎など通常の学校生活から離れて、個別に特別な指導をおこなうこと。 不謹慎な言動や態度(不健全性行為・無断外泊を含む)
☆20	その他法律に触れる行為(わいせつ行為、盗撮、SNSでの誹謗中傷なども含まれる)	その他法律に触れる行為